

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～平成 24 年 8 月 1 日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、毎年8月1日にその額を変更します。今回は、平成 23 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.2%減少したことから、上限額・下限額ともに若干の引き下げになります。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が減額になる場合があります。対象になる方には、平成 24 年8月2日以降の認定日にお返しする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※¹ 離職した日の直前の 6 か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第 1 面)の 14 欄に記載されています。

※² 失業給付の 1 日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第 1 面)の 19 欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29 歳以下	12,910	12,880	6,455	6,440 (▲15)
30～44 歳	14,340	14,310	7,170	7,155 (▲15)
45～59 歳	15,780	15,740	7,890	7,870 (▲20)
60～64 歳	15,060	15,020	6,777	6,759 (▲18)

【例】

29 歳で賃金日額が 14,000 円の方は、上限額(12,880 円)が適用されますので、平成 24 年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,440 円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,330	2,320	1,864	1,856 (▲8)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、1,864円から1,856円になります。



厚生労働省
〇〇労働局・ハローワーク

LL240709 保 01

○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)		
2,320 円以上 4,640 円未満	80%	1,856 円～3,711 円
4,640 円以上 11,740 円以下	80%～50%	3,712 円～5,870 円 (※2)
11,740 円超 12,880 円以下	50%	5,870 円～6,440 円
12,880 円(上限額) 超	—	6,440 円(上限額)
◆離職時の年齢が 30～44 歳		
2,320 円以上 4,640 円未満	80%	1,856 円～3,711 円
4,640 円以上 11,740 円以下	80%～50%	3,712 円～5,870 円 (※2)
11,740 円超 14,310 円以下	50%	5,870 円～7,155 円
14,310 円(上限額) 超	—	7,155 円(上限額)
◆離職時の年齢が 45～59 歳		
2,320 円以上 4,640 円未満	80%	1,856 円～3,711 円
4,640 円以上 11,740 円以下	80%～50%	3,712 円～5,870 円 (※2)
11,740 円超 15,740 円以下	50%	5,870 円～7,870 円
15,740 円(上限額) 超	—	7,870 円(上限額)
◆離職時の年齢が 60～64 歳		
2,320 円以上 4,640 円未満	80%	1,856 円～3,711 円
4,640 円以上 10,570 円以下	80%～45%	3,712 円～4,756 円 (※3)
10,570 円超 15,020 円以下	45%	4,756 円～6,759 円
15,020 円(上限額) 超	—	6,759 円(上限額)

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y = (-3w^2 + 70,720w) / 71,000$

※3 $y = (-7w^2 + 127,360w) / 118,600$, $y = 0.05w + 4,228$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(再就職手当、就業手当、常用就職支度手当)の算定における上限額についても、下表の通り変更になります。

◆再就職手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	5,885	5,870 (▲15)
60～64 歳	4,770	4,756 (▲14)

◆就業手当の 1 日当たり支給額 (基本手当日額の 30%) の上限額

年齢	変更前 (円)	変更後 (前年度増減) (円)
59 歳以下	1,765	1,761 (▲4)
60～64 歳	1,431	1,426 (▲5)